

高等学校等就学支援金 課税地確認書【令和4(2022)年1月1日時点住所地】

普通	科	年	組	番	生徒氏名
					北斗
< 記入例 ① > R3.1.2～R4.1.1の間に家族で転居した場合					母・その他 ())
※ 平日日中に連絡のとれる電話番号を御記入ください。					

以下の【確認事項】に必要な事項を御記入いただき、6月22日(水)までに御提出ください。

- 高等学校等就学支援金の受給資格の審査では、課税地(住民票住所を有する市町村)で課税された税額情報が必要です。
 ○ 課税地は1月1日時点の住民票住所を有する市町村によって決まります。そのため、令和4(2022)年の1月1日時点の住所と令和3(2021)年の1月1日時点の住所に変更がないか確認する必要があります。

【確認事項】

◆ 2021年1月1日時点と2022年1月1日時点の親権者等の住民票住所を有する市町村は同じです

☐ 同じです。

☒ 同じではありません。

◆ 2022年1月1日時点の課税地(住民票住所を有する市町村)を御記入ください。

親権者等氏名 (ふりがな) とちぎ けんた	生徒との続柄
栃木 県太	父

親権者等氏名 (ふりがな) とちぎ はなこ	生徒との続柄
栃木 花子	母

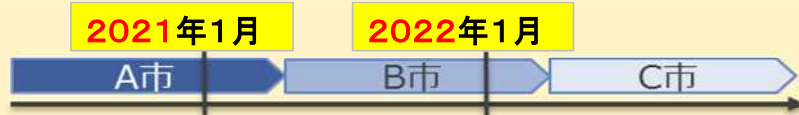
上記保護者等の令和4(2022)年1月1日現在の市区町村までの住所

栃木 都 道 宇都宮 市 区 府 県 町 村
☐ 日本国内に住所を有していない。

栃木 都 道 宇都宮 市 区 府 県 町 村
☐ 日本国内に住所を有していない。

※海外赴任等で日本国内に住所を有していない場合には、県市町村名は空欄で、□にチェックのみしてください。

補足：課税地の例 (A市からB市、C市へ引越している場合)



2022年4月～6月に申請する場合の課税地→A市(2021年1月1日時点の住所)
 2022年7月～2023年3月に申請する場合の課税地→B市(2022年1月1日時点の住所)
 ※必ずしも申請時の住所とは限りませんので注意してください。

現住所地 C市

本年の課税地 B

〈必ず御連絡ください〉

受給資格の認定を受けた後、収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税状況の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。必ず、宇都宮北高等学校事務室(電話028-663-1311(平日8:30～16:30))に御連絡ください。

高等学校等就学支援金 課税地確認書【令和4(2022)年1月1日時点住所地】

姓 名 梼木 北斗	
生 年 月 日 311	
(父) 氏 名 5432	(母・その他 ()) 5432
電話番号 5432	

< 記入例 ② >

R3.1.2～R4.1.1の間に

親権者の内の一人が単身赴任となっている場合

【例：R3.4.1付異動(父単身赴任) 宇都宮 → 大阪】

以下の【確認事項】に必要事項を御記入いただき、6月22日(水)までに御提出ください。

○ 高等学校等就学支援金の受給資格の審査では、課税地(住民票住所を有する市町村)で課税された税額情報が必要です。

○ 課税地は1月1日時点の住民票住所を有する市町村によって決まります。そのため、令和4(2022)年の1月1日時点の住所と令和3(2021)年の1月1日時点の住所に変更がないか確認する必要があります。

【確認事項】

◆ 2021年1月1日時点と2022年1月1日時点の親権者等の住民票住所を有する市町村は同じです☐ 同じです。☒ 同じではありません。◆ 2022年1月1日時点の課税地(住民票住所を有する市町村)を御記入ください。

親権者等氏名 (ふりがな) とちぎ けんた	生徒との続柄
梼木 県太	父

親権者等氏名 (ふりがな) とちぎ はなこ	生徒との続柄
梼木 花子	母

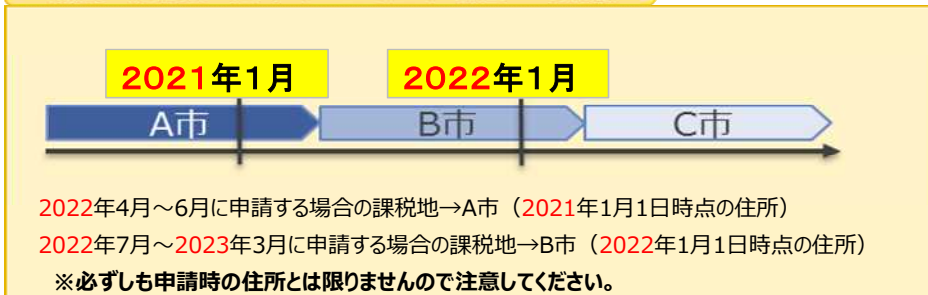
上記保護者等の令和4(2022)年1月1日現在の市区町村までの住所

大阪 都 道 大阪 市 区 町 村
☐ 日本国内に住所を有していない。

梼木 都 道 宇都宮 市 区 町 村
☐ 日本国内に住所を有していない。

※海外赴任等で日本国内に住所を有していない場合には、県市町村名は空欄で、□にチェックのみしてください。

補足：課税地の例 (A市からB市、C市へ引越している場合)



現住所地 C市

本年の課税地 B

<必ず御連絡ください>

受給資格の認定を受けた後、収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税状況の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。

必ず、宇都宮北高等学校事務室(電話028-663-1311(平日8:30～16:30))に御連絡ください。

高等学校等就学支援金 課税地確認書【令和4(2022)年1月1日時点住所地】

普	科	年	組	番	生徒氏名
					北斗
＜ 記入例 ③ ＞ R3.4月～海外赴任で出国した場合 (自宅は宇都宮・現在も赴任中)					母・その他 ()) 入ください。

以下の【確認事項】に必要事項を御記入いただき、6月22日(水)までに御提出ください。

- 高等学校等就学支援金の受給資格の審査では、課税地(住民票住所を有する市町村)で課税された税額情報が必要です。
- 課税地は1月1日時点の住民票住所を有する市町村によって決まります。そのため、令和4(2022)年の1月1日時点の住所と令和3(2021)年の1月1日時点の住所に変更がないか確認する必要があります。

【確認事項】

◆ 2021年1月1日時点と2022年1月1日時点の親権者等の住民票住所を有する市町村は同じです

☐ 同じです。

☒ 同じではありません。

◆ 2022年1月1日時点の課税地(住民票住所を有する市町村)を御記入ください。

親権者等氏名 (ふりがな) とちぎ けんた		生徒との続柄
栃木 県太		父

親権者等氏名 (ふりがな) とちぎ はなこ		生徒との続柄
栃木 花子		母

上記保護者等の令和4(2022)年1月1日現在の市区町村までの住所

記入しない	都 道 府 県	記入しない	市 区 町 村
☒			
☒ 日本国内に住所を有していない。			

栃木 都 道 府 県	宇都宮 市 区 町 村
☐	☒
☐ 日本国内に住所を有していない。	

※海外赴任等で日本国内に住所を有していない場合には、県市町村名は空欄で、☐にチェックのみしてください。

補足：課税地の例 (A市からB市、C市へ引越している場合)



現住所地 C市

本年の課税地 B

＜必ず御連絡ください＞

受給資格の認定を受けた後、収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税状況の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。必ず、宇都宮北高等学校事務室(電話028-663-1311(平日8:30～16:30))に御連絡ください。

高等学校等就学支援金 課税地確認書【令和4(2022)年1月1日時点住所地】

普	< 記入例 ④ > 海外赴任・単身赴任していたが、 R3.4月～自宅(宇都宮)に戻っている場合		栃木 北斗
(平日)			(父 母・その他 ())
電話番号を御記入ください。			

以下の【確認事項】に必要事項を御記入いただき、6月22日(水)までに御提出ください。

- 高等学校等就学支援金の受給資格の審査では、課税地(住民票住所を有する市町村)で課税された税額情報が必要です。
- 課税地は1月1日時点の住民票住所を有する市町村によって決まります。そのため、令和4(2022)年の1月1日時点の住所と令和3(2021)年の1月1日時点の住所に変更がないか確認する必要があります。

【確認事項】

◆ 2021年1月1日時点と2022年1月1日時点の親権者等の住民票住所を有する市町村は同じです

☐ 同じです。

☒ 同じではありません。

◆ 2022年1月1日時点の課税地(住民票住所を有する市町村)を御記入ください。

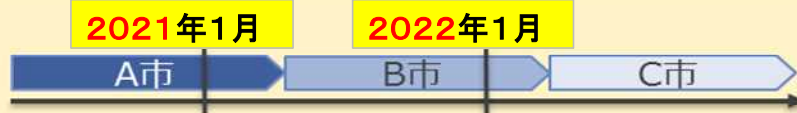
親権者等氏名 (ふりがな) とちぎ けんた	生徒との続柄	親権者等氏名 (ふりがな) とちぎ はなこ	生徒との続柄
栃木 県太	父	栃木 花子	母

上記保護者等の令和4(2022)年1月1日現在の市区町村までの住所

栃木 都 道 宇都宮 市 区 府 県 町 村	栃木 都 道 宇都宮 市 区 府 県 町 村
☐ 日本国内に住所を有していない。	☐ 日本国内に住所を有していない。

※海外赴任等で日本国内に住所を有していない場合には、県市町村名は空欄で、□にチェックのみしてください。

補足：課税地の例 (A市からB市、C市へ引越している場合)



2022年4月～6月に申請する場合の課税地→A市(2021年1月1日時点の住所)
 2022年7月～2023年3月に申請する場合の課税地→B市(2022年1月1日時点の住所)
 ※必ずしも申請時の住所とは限りませんので注意してください。

現住所地 C市

本年の課税地 B

〈必ず御連絡ください〉

受給資格の認定を受けた後、収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税状況の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。必ず、宇都宮北高等学校事務室(電話028-663-1311(平日8:30～16:30))に御連絡ください。